

○適合している △一部適合している ×適合していない

第2章 安定性・継続性(学校法人運営の基本)		適合状況	適合していない理由又は今後の方針
2-1 理事会			
(1) 理事会の役割			
① 意思決定の議決機関としての役割			
ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督している。	○		
② 理事会の議決事項の明確化等			
ア 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、出席した役員(理事・監事)全員が署名押印した上で常に事務所に備え置いている。	○		
イ 理事会へ業務執行者又は業務担当者から適切な報告がなされるよう留意している。	○		
③ 理事の業務執行の監督			
ア 理事会は、理事に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かしている。	○		
イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備している。	○		
④ 学長への権限委任			
ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、私立学校法、寄附行為、学校教育法、学則などの諸法令に従い、理事会の権限の一部を学長に委任している。	○		
イ 学長を補佐する副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としている。	○		
ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図っている。	○		
⑤ 実効性のある開催			
ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、審議事項については事前に全役員(理事・監事)に案内している。	○		
イ 審議は十分尽くしている。	○		
⑥ 役員(理事・監事)は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負うこととしている。	○		

⑦ 役員(理事・監事)が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負うこととしている。	○	
⑧ 役員(理事・監事)の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備している。	○	
⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができないと定めている。	○	

2-2 理事

(1) 理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化

① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。	○	
② 理事長を補佐する理事として、常務理事を置いている。	○	
③ 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときの代理権限順位を明確に定めている。	○	
④ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めている。	○	
⑤ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行っている。	○	
⑥ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うこととしている。	○	
⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は決議に加わることが出来ないこととし、また、利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記録している。	○	

(2) 学内理事の役割

教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進している。	○	
--	---	--

(3) 外部理事の役割

① 複数名の外部理事(私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事)を選任している。	○	
② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行している。	○	

(4) 理事への研修機会の提供

理事に対し、研修機会を提供している。	○	
--------------------	---	--

2-3 監事

(1) 監事の責務(役割・職務範囲)について

① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うこととしている。	○	
② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査規程等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができる。	○	
③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査している。	○	
④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告し、さらに、理事会・評議員会の招集を請求できると定めている。	○	
⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できると定めている。	○	

(2) 監事の選任		
① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、監事を選任している。	○	
② 監事は2～3名置いている。	○	
(3) 監事監査基準		
① 監査機能の強化のため、学校法人玉手山学園監事監査規程を作成している。	○	
② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知している。	○	
③ 監事は、学校法人玉手山学園監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表している。	○	
(4) 監事業務を支援するための体制整備		
① 監事、公認会計士による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図っている。	○	
② 監事業務の充実を図るべく、監事に対し、学園に関する十分な情報を提供している。	○	
③ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めている。	○	

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割		
次に掲げる学園の重要な事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞いている。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、協議に加わることができないと定めている。 ① 予算及び事業計画 ② 事業に関する中期的な計画 ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項 ④ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金をいう。）の支給の基準 ⑤ 寄附行為の変更 ⑥ 合併 ⑦ 目的たる事業の成功の不能による解散 ⑧ 残余財産の帰属者 ⑨ 収益事業に関する重要事項 ⑩ その他学校法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの	○	
(2) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることとしている。	○	
(3) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための協議をしている。	○	

2-5 評議員

(1) 評議員の選任		
① 評議員となる者は、次に掲げる者とし定めている。 ア 玉手山学園の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 イ 玉手山学園の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	○	
② 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出している。	○	
③ 評議員の選任方法は、各選出区分に従い推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしている。	○	

(2) 評議員への情報の提供		
評議員には、必要な情報を提供している。	○	

第3章 教学ガバナンス(権限・役割の明確化)	適合状況	適合していない理由又は今後の方針
3-1 学長		
(1) 学長の責務(役割・職務範囲)		
① 学長は、関西福祉科学大学学則第1条及び関西女子短期大学学則第1条の目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督している。	○	
② 学長は、理事会から委任された、校務を掌るために必要な権限を行使している。	○	
③ 所属教職員が、学長方針、中長期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めている。	○	
(2) 学長補佐体制(副学長・学部長・学長補佐の役割)		
① 副学長は関西福祉科学大学学則第9条第3項及び関西女子短期大学学則第52条第4項に基づき学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとしている。	○	
② 学部長は、関西福祉科学大学学則第9条第4項に基づき学部の学務を管理し、所属職員を監督している。	○	
③ 学長補佐は、関西福祉科学大学学長室規程に基づき大学の円滑な運営に資するため、学長を補佐している。	○	
3-2 大学評議会、教授会、経営教学協議会、執行部会、学長室会議		
(1) 大学評議会の役割		
関西福祉科学大学・関西女子短期大学は、教育研究に係る重要な事項について審議し、それを踏まえて大学・短大の学長が決定する機関として大学評議会を設置している。審議する事項については大学評議会規程に定めている。	○	
(2) 教授会の役割		
関西福祉科学大学・関西女子短期大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置している。審議する事項については大学教授会規程及び関西女子短期大学教授会規程に定めている。 ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではないとしている。	○	
(3) 経営教学協議会の役割		
玉手山学園運営規程第11条に基づき経営部門と教学部門との連携及び意見交換を行う場として、関西福祉科学大学・関西女子短期大学に経営教学協議会を設置している。	○	
(4) 執行部会の役割		
関西福祉科学大学・関西女子短期大学は関西福祉科学大学・関西女子短期大学執行部会規程に基づき、大学学長を議長、短大学長を副議長とし、大学の教学及び運営に関する基本・重要事項について協議する機関として、執行部会を設置している。	○	
(5) 学長室会議の役割		
関西福祉科学大学は大学運営の主な事項について学長が適切な判断に資するため、学長補佐と協議する機関として学長室会議を設置している。協議する事項については関西福祉科学大学学長室規程に定めている。	○	

第4章 公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)		適合状況	適合していない理由又は今後の方針
4-1 学生に対して			
(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、以下の通り三つのポリシーを明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にしている。			
① 学部・学科・研究科ごとの三つのポリシー ア 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) イ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) ウ 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)	○		
② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組んでいる。	○		
③ ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処している。	○		
4-2 教職員等に対して			
(1) 教職協働			
実効性ある中長期的な計画の策定・実行・評価(PDCA サイクル)による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保している。	○		
(2) ファカルティ・ディベロップメント:FD			
① 三つのポリシーの実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示している。	○		
② 学長のもとに FD 推進組織を整備し、教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、取組みを推進している。	○		
(3) スタッフ・ディベロップメント:SD			
① 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進している。	○		
② SD に係る計画的な取組みを実施し、その結果に基づき PDCA サイクルを回し、活動を推進している。	○		
③ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、計画的な業務研修を行っている。	○		
4-3 社会に対して			
(1) 認証評価及び自己点検・評価			
① 認証評価			
平成 16(2004)年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられている。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めることとしている。	○		
② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCA サイクル)の実施			
教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行している。	○		
③ 学内外への情報公開			
自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たしている。	○		
(2) 社会貢献・地域連携			
① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めている。	○		

② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たしている。	○	
③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供している。	○	
④ 大規模災害への対応として、地域社会と減災活動に取り組んでいる。	○	
⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応している。	○	

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

① 以下の危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組んでいる。

ア 大規模災害	○	
イ 不祥事(ハラスメント)	○	
不祥事(公的研究費不正使用)	○	

② 以下の災害防止、不祥事防止対策に取り組んでいる。

ア 学生・生徒等の安全安心対策	○	
イ 減災・防災対策	○	
ウ ハラスメント防止対策	○	
エ 情報セキュリティ対策	○	
オ その他のリスク防止対策	○	

(2) 法令遵守のための体制整備

① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程(以下、法令等という。)を遵守するよう組織的に取り組んでいる。

○

② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談(公益通報)を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図っている。

○

第5章 透明性の確保(情報公開)

適合状況

適合していない理由又は今後の方針

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則(第172条第2項)、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されているが、以下の公開するとした情報については主体的に情報発信している。

① 教育・研究に資する情報公表

ア 大学の教育研究上の目的	○	
イ 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)	○	
ウ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)	○	
エ 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)	○	
オ 教育研究上の基本組織	○	
カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	○	
キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	○	

	ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画	○	
	ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準	○	
	コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	○	
	サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用	○	
	シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援	○	
	ス 学生が修得すべき知識及び能力	○	
	② 学校法人に関する情報公表		
	ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書	○	
	イ 寄附行為	○	
	ウ 監事の監査報告書	○	
	エ 役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く)	○	
	オ 役員報酬に関する基準	○	
	カ 事業報告書	○	
	(2) 自主的な情報公開		
	法律上公開が定められていない情報についても、自らの判断により公開している。	○	
	(3) 情報公開の工夫等		
	① 上記(1)②の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供している。	○	
	② 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流だが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用している。	○	
	③ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫している。	○	

※本学園のガバナンス・コードは、日本私立大学協会が公表しているガバナンス・コードに準拠して策定されている。